

**青梅市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成29年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

工場立地法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例**

青梅市工場立地法地域準則条例（平成25年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条および第4条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

青梅市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市工場立地法地域準則条例（平成25年条例第12号）

改正後	現行	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第1項</u>の規定にもとづき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、青梅市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域および工業専用地域（以下「対象区域」という。）とする。</p> <p>(緑地面積等の敷地面積に対する割合)</p> <p>第4条 法第4条の2第1項の規定による割合は、次に掲げる割合とする。 (1)および(2) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第2項</u>の規定にもとづき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 法第4条の2第2項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、青梅市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域および工業専用地域（以下「対象区域」という。）とする。</p> <p>(緑地面積等の敷地面積に対する割合)</p> <p>第4条 法第4条の2第2項の規定による割合は、次に掲げる割合とする。 (1)および(2) 略</p>	
<p><u>付 則</u></p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>		